

仙台市公園パトロール実施基準

(平成 8年 3月28日建設局長決裁)

1 趣 旨

都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく都市公園のことをいう。以下「公園」という。）の安全性、快適性等を確保するための公園のパトロール（以下「パトロール」という。）については、この基準により実施する。

2 公園管理者が管理する公園のパトロールの区分及び実施回数

パトロールの区分及び実施回数は以下とする。

(1) 定期パトロール

各区・総合支所が所管する公園（指定管理・管理委託を除く）のパトロールを計画的（1公園あたり年4回）に実施するもの。

(2) 臨時パトロール

次の場合に必要に応じて実施するもの。

ア 公園に関する災害が発生した場合又は災害が発生するおそれが生じた場合、その他緊急の場合。

イ 市民からの要請等があった場合。

3 パトロールの作業内容

パトロールの作業内容は以下とする。

(1) 公園の現況と都市公園台帳の差異を確認すること。

(2) 除草、清掃等の必要性を確認すること。

(3) 公園施設について、故障・破損・塗装の剥離・汚損・落書き等の有無を点検し、補修等の必要性を確認すること。

(4) (3)の作業時に確認された不具合等に対し、容易に対処できる場合に補修・清掃・除草等を実施すること。また、公園利用者に危険を及ぼす可能性がある場合は、直ちに危険防止措置を行うこと。

(5) その他占用物件等を確認すること。

(6) 不適切な利用が確認された場合に指導すること。

(7) パトロール実施後に、パトロール報告書を作成すること。

4 雑則

この基準の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成13年 3月23日改正）

この改正は、平成13年 4月 1日から適用する。

附 則（令和 7年 1月 17日改正）

この改正は、令和 7年 4月 1日から適用する。